

研究会だより

◆〈教育と社会〉研究会会則

(2013年6月6日研究会にて改定)

- 1 この会は、〈教育と社会〉研究会の開催と、『〈教育と社会〉研究』の発行を目的とする。
- 2 会員は加入申し込みをした一橋大学社会学研究科教育学部門の教員、助手、大学院在籍者、学部・院ゼミの出身者、その他とする。
- 3 会員には、研究会会員と読者会員の種別がある。

[研究会会員]

- ・『〈教育と社会〉研究』へ執筆することができる。
- ・また、『〈教育と社会〉研究』1冊を受け取る。
- ・研究会会員には、月例の〈教育と社会〉研究会の案内が送られる。

[読者会員]

- ・『〈教育と社会〉研究』1冊を受け取る。
- 4 この会の会計年度は10月1日より翌年9月30日までとする。
 - 5 会員は、次の年会費を払う。
研究会会員 2,500円
読者会員 研究誌代+300円(郵送代)
 - 6 この会の代表は、教員1名とする。
 - 7 事務局は、教育社会学共同研究室に置き、教員・助手から2名、大学院各ゼミ代表者1名からなる運営委員会と、教員・助手・大学院生から1名選出された会計で構成する。
 - 8 加入希望者は、住所、氏名、自宅あるいは勤務先の電話番号を明記し、下記に2,500円あるいは研究誌代+300円を送ること。

〒186-8601 東京都国立市中2-1
一橋大学大学院社会学研究科教育社会学共同
研究室内〈教育と社会〉研究会

◆『〈教育と社会〉研究』編集規定

(2013年6月6日研究会にて改定)

- 1 本誌は、一橋大学大学院社会学研究科教育社会学共同研究室内〈教育と社会〉研究会の機関誌であり、年1号発行する。
- 2 本誌は、論文、研究ノート、文献・資料紹介、書評などを掲載する。
- 3 編集委員会は、雑誌『〈教育と社会〉研究』

の編集を担当するものであり、教員・助手から2名、大学院各ゼミ代表者1名で構成する。編集長は、編集委員の互選によるものとする。

- 4 執筆者は、〈教育と社会〉研究会の会員、ならびに編集委員会の認めた者とする。
- 5 原稿の掲載は、原則的に投稿者の判断に委ねる。尚、投稿規定に沿わない原稿について、あるいはアドバイスや検討会での協議内容を考慮したうえで編集委員会は、修正・変更、あるいは投稿の再考を求める場合がある。
- 6 論文、研究ノート、文献・資料紹介、書評については、アドバイス制とする。アドバイス制については、内規を参照のこと。
- 7 校正は、再校までとする。内容の修正は原則として認められない。

◆『〈教育と社会〉研究』第25号投稿要領

- 1 募集する種別は、次のとおりです。
論文：20000字
研究ノート：12000字
文献・資料紹介：6000字
書評：4000字
- 2 投稿希望者は、2015年1月末日までに、種別、題目、要旨を会則8に記載した編集委員会宛てにお知らせ下さい。
- 3 第25号原稿締切日は2015年3月末日とします。完成原稿1部とその写し2部を編集委員会までお送り下さい。
- 4 原稿は、横書きで原稿用紙を用いるか、1行22字×43行(2段組、註は23字×49行にし、これを字数に含める)に設定して入力し、規定の総文字数を越えないよう注意して下さい。
- 5 原稿の掲載は、原則として投稿者の判断に委ねます。尚、投稿規定に沿わない場合、あるいはアドバイスや検討会での協議内容を考慮したうえで編集委員会は、修正・変更、あるいは投稿の再考を求める場合があります。
- 6 全種別について、アドバイス制をとります。希望のアドバイザーがいましたら、原稿締切日までにお知らせ下さい。
- 7 原稿は原則としてお返しいたしません。